

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成28年1月15日
種 別	古文書
名 称	西光院朱印状 付御朱印箱
員 数	朱印状12通、御朱印箱1点
所 在 地	宮代町東410
所有者の住所・氏名	(宗) 西光院
管理者の住所・氏名	同上
経過及び現況	<p>従来、西光院朱印状は「西光院朱印状 付抹茶茶碗徳川家康画像」で町指定を受けていたが、抹茶茶碗や徳川家康画像については、その重要性から別に指定した方がよいとの町文化財保護委員会での意見から、従来の付（つけたり）を外すこととなった。また、平成22年度の調査で御朱印箱の採寸等詳細な調査を行い、今回の文化財指定の見直しの中で御朱印箱を付（つけたり）にしてはどうかとの意見が出た。</p> <p>朱印状は全部で12通あり、徳川家康、秀忠、家光、家綱、綱吉、吉宗、家重、家治、家斉、家慶、家定、家茂の初代から14代将軍までのものである。6代将軍家宣と7代将軍家継は在職3年で亡くなったことや15代将軍慶喜は就任後間もなく退任していることから、朱印状を発給していない。このため徳川家が出した朱印状すべてが残っていることが分かる。</p> <p>御朱印箱については2代将軍秀忠の朱印状に折り目が付いていることから、これより以前は別の箱に入っていた可能性が高い。3代家光以降は折り目がないため、この御朱印箱が使用された可能性がある。蓋の表面には金泥で葵紋と「百間西光院」と記される。御朱印箱の製作年代は不明であるが、葵紋は江戸時代前期のタイプである。</p>
指定理由	宮代町唯一の御朱印寺である西光院の朱印状12通と御朱印箱であり、非常に貴重なものと言える。
備 考	

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成28年1月15日
種 別	古文書
名 称	西光院中世文書
員 数	中世文書 2点 中世文書写 3点
所 在 地	宮代町東410
所有者の住所・氏名	(宗) 西光院
管理者の住所・氏名	同上
経過及び現況	<p>従来、西光院中世文書は平成3年2月21日に北条康成書状、北条氏房判物の本文書と写(うつ)しである太田資正判物写の3点が文化財として指定されていたが、今年度、西光院所蔵の指定文化財の見直しの中で、写し文書について中世文書として指定すべきかどうかで議論となった。特に、太田資正判物写は本物が残されていないため、すでに文化財に指定されており、同じ時期に写された北条康成書状写と北条氏房判物写との関係性から生じたものである。因みに3点とも縦約30cm×横約42cmであった。</p> <p>太田資正判物写については、「如前々不可有相違」と記された北条氏房判物との関係から本紙が存在したことは間違いないと考えられる。</p> <p>太田資正判物写、北条康成書状写、北条氏房判物写ともに書体や紙質から同時期の写しである上、江戸時代の写しであることから、一部を指定するのみならず、他の写2点を含め指定することが西光院の歴史的経緯を考える上で重要と考えられるため、写し2点を追加し、本文書2点と写し文書3点を指定文化財として教育委員会に建議するものである。</p>
指定理由	宮代町で唯一残る中世文書と江戸時代の中世文書の同時期の写しであることから、西光院及び中世宮代の歴史を考える上でも非常に重要なものと言える。
備 考	

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成28年1月15日
種別	絵画
名称	絹本着色徳川家康画像
員数	1幅
所在地	宮代町東410
所有者の住所・氏名	(宗) 西光院
管理者の住所・氏名	同上
経過及び現況	<p>従来、西光院朱印状付抹茶茶碗徳川家康画像として文化財の指定を受けていたが、その重要性から付（ついたり）ではなく、単独で指定すべきとの意見等から宮代町文化財保護委員会で審議し、教育委員会に建議することとなった。</p> <p>一部に白カビがみられるが、状態は非常に良好と言える。絹本着色で本紙上に風帯、一文字、画像等が書き込まれている「描表装」である。</p> <p>元々は西光院の境内にあった東照宮の御神体であった。本画像は桐箱に納められている。桐箱の蓋の表面には「東照宮御繪像 百間山 西光院」、裏面には「東照宮御繪像 東叡山御繪所 宗庭 御修復調進」とある。内側には家康画像を修復した際の文書が残る。包紙には「粕壁町 西光院様 最勝院様」、文書には「覚 東照神君様 御画像一幅 右御修復頼入候処、無致処 調進慥ニ請取申候以上 武州百間村 亥五月三日 西光院 印 御繪所 神田宗庭殿」と記される。御繪所とは寛永寺にあった絵画を制作する機関で、神田宗庭とは寛永寺の仏画師であった。</p> <p>こうしたことから、家康画像の修復は寛政3年（1791）に第7代神田宗庭貞信（1765～1800）により行われたと考えられるため、少なくともそれ以前からこの画像は西光院に存在していたことが分かる。なお、本画像は徳川家光の時代に日誉との関係で拝領したと伝えられる。</p>
指定理由	町内唯一の徳川家康画像であり、近隣でも非常に数少ない貴重な画像と言える。
備考	

指定文化財に関する調書

記入年月日	平成28年1月15日
種別	工芸品
名称	栗田口焼葵紋茶碗
員数	1点
所在地	宮代町東410
所有者の住所・氏名	(宗) 西光院
管理者の住所・氏名	同上
経過及び現況	<p>従来、西光院朱印状付抹茶茶碗徳川家康画像として文化財の指定を受けていたが、その重要性から付（ついたり）ではなく、単独で指定すべきとの意見等から宮代町文化財保護委員会で審議し、教育委員会に建議することとなった。</p> <p>栗田口焼葵紋茶碗は徳川家から西光院が拝領したと伝わるもので葵紋が施される。器形は丸碗で乳白色の釉が施釉され、高台付近は化粧掛け風で高台内の底裏には「栗田口」と刻印がされる。葵紋は体部に対で2か所に施され、その間には草文が描かれている。葵紋は江戸時代前期のタイプである。</p> <p>栗田口焼は京都の三条大橋付近の栗田口から名付けられた焼き物である。時代が下ると栗田地区全体で焼かれるようになるため栗田焼と呼ばれるようになった。この茶碗は刻印で「栗田口」と刻まれることから17世紀代と考えられる。栗田口焼自体が数少ない焼き物であり、幕府などの御用窯的な窯であった。</p> <p>この栗田口焼葵紋茶碗も徳川家康画像と共に徳川家光の時代に日誉との関係から西光院が拝領したと伝えられる。</p>
指定理由	葵紋入りの栗田口焼茶碗であり、徳川家から拝領したと伝わる歴史的工芸的に貴重なものである。
備考	